

分野別情報

第42回農薬専門調査会幹事会議事概要

■第42回農薬専門調査会幹事会■

日時:平成20年8月19日(火) 14:00~18:00

場所:食品安全委員会 中会議室

議事概要:

1)クロラントラニリプロール

・審議の結果、0.26mg/kg体重/日を一日摂取許容量(ADI)とし、評価書(案)を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

2)バクロボトラゾール

・審議の結果、0.02mg/kg体重/日を一日摂取許容量(ADI)とし、評価書(案)を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

3)ピリプロキシフェン

・審議の結果、0.1mg/kg体重/日を一日摂取許容量(ADI)とし、食品安全委員会に報告することとなった。

4)フルアクリピリム

・審議の結果、0.059mg/kg体重/日を一日摂取許容量(ADI)とし、評価書(案)を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

5)プレチラクロール

・審議の結果、0.018mg/kg体重/日を一日摂取許容量(ADI)とし、食品安全委員会に報告することとなった。

6)ペンシクロン

・審議の結果、0.053mg/kg体重/日を一日摂取許容量(ADI)とし、評価書(案)を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

7)ヨウ化メチル

・審議の結果、0.005mg/kg体重/日を一日摂取許容量(ADI)とし、評価書(案)を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

<参考>

1)殺虫剤で、水稲、りんご等への新規農薬登録申請、及びりんご、なし等へのインポートトレランス(国外で使用される農薬等に係る残留基準)申請がされています。

2)植物成長調整剤で、水稲等に使用し、魚介類への残留基準値の設定が申請されています。

3)殺虫剤で、メロン、トマト等に使用し、クランベリーへのインポートトレランス申請がされています。

4)殺虫剤(殺ダニ剤)で、かんきつ、なし、りんごに使用します。

5)除草剤で、水稲に使用し、魚介類への残留基準値の設定が申請されています。

6)殺菌剤で、水稲に使用し、魚介類への残留基準値の設定の申請、及びチョウセンニンジンへのインポートトレランス申請がされています。

7)殺虫剤(くん蒸剤)で、木材くん蒸用途として登録があり、トマト、メロン及びくりへの適用拡大申請がされています。

2)、4)、6)については、ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準(いわゆる暫定基準)が設定されています。

〒100-8989 東京都千代田区永田町2-13-10 プルデンシャルタワー6階 TEL 03-5251-9229 FAX 03-3591-2237

Copyright © 2006 Food Safety Commission. All Right Reserved.

プライバシーポリシー